

災害時の対応について（お知らせとお願い）

いしがきこども園 園長 彌田俊文

いしがきこども園では、風水害や大地震などの災害が発生した場合には、「別府市認可保育所災害対応基準」に加え、「学校教育法施行規則 第63条」及び「学校保健安全法 第20条」に基づき、園が定める下記の基準での休園等の措置を行います。**別府市では大雨による「土砂災害警報による避難情報・警戒レベル3（高齢者等避難）」が発令される可能性が最も高く、特定の地域に向けた発令であっても、市内全域で大雨が続き、危険が迫っている状態と考えるため、土砂災害による避難情報のみ、警戒レベル3で臨時休園とすることが別府市のガイドラインに追加されましたのでお知らせいたします。**

保護者の皆様におかれましては、下記の対応内容について日頃から留意していただき、緊急時には園からの連絡・指示にご協力くださいますようお願いいたします。

災害の種類	災害の規模	開園前	保育中
風水害※	避難情報 警戒レベル3 （高齢者等避難） 避難情報	原則、開園 土砂災害警報は 全園臨時休園	原則、開園 土砂災害警報は降園要請後、全園臨時休園 （状況に応じて避難準備）
	避難情報 警戒レベル4以上 （避難指示）	全園臨時休園	降園要請後、全園臨時休園 （状況に応じ、安全確保ができるうちに 避難開始）
地震	震度5弱以上	全園臨時休園	降園要請後、全園臨時休園 ※周囲や施設の安全点検を行う （状況に応じ、安全確保ができるうちに避難開始）

※風水害：河川氾濫（大河川の氾濫）、大雨（低地の浸水・大河川の氾濫）、土砂災害（がけ崩れや土石流）、高潮（海水面の上昇や波の打上げによる浸水）のうち、別府市が最も影響を受けると考えられる土砂災害に注意する。

※臨時休園は原則 1 日単位

※台風等ある程度予想のつくものは、原則、前日の 15 時までに臨時休園等の判断を行う。

災害時の引き渡し方法

- ・災害時の園児引き渡しについては、担任保育教諭により保護者の名前（フルネーム）の口頭確認と「児童連絡票の緊急時の連絡先」に記載された内容によるチェックと本人確認を行います
- ・原則として、引き渡しは「児童連絡票の緊急時の連絡先」に名前がある方に限ります
- ・「児童連絡票の緊急時の連絡先」に名前がない方にお迎えをお願いする時は、保護者の方による事前の連絡が必要です。また、引き渡し時に身分証明書での確認を行いますので身分証明書をご持参ください

臨時休園時の保護者への連絡について

- ・台風、大雪等予め災害の発生が予想される場合と、地震等のように災害の発生の予想ができない場合に分けて下記の通りとなります

台風、大雪等の場合

（災害の発生が予想される場合）

- ・気象予報などの情報をもとに、警戒レベル4（避難指示）以上の警戒レベルとなることが見込まれる場合は休園日の前日（17時までを目安とします）に保護者の方に「アプリ連絡網」で連絡します
- ・台風の進路やヘクトパスカル等や大雪状況等と共に近隣の幼稚園及び小学校などの休園、休校情報を踏まえ判断します。登降園時の安全面を考慮し、休園する場合や、登園後にお迎えをお願いする場合も保護者の方に「アプリ連絡網」でお知らせします

地震などの場合

（災害の発生が予想されない場合）

- ・事前の連絡はできません
- ・震度5弱以上の地震が発生した場合は、開園前は臨時休園となります。登園後であればお迎えをお願いしその後臨時休園となります。

※給食提供が困難な場合は、ご家庭よりお弁当をお願いすることもあります。（アプリ連絡網でお知らせします）

感染症発生時における臨時休園基準

- ・ 早急に感染拡大防止策を実施する必要がある場合
- ・ 感染症が職員に広がることにより、保育業務の継続が困難となる場合

※職員の感染者が多数でた場合は、家庭保育のお願いをすることもあります

※給食提供が困難な場合は、ご家庭よりお弁当をお願いすることもあります。(アプリ連絡網でお知らせします)

臨時休園の実施に関わる法的根拠

施設	施設長及び設置者が、自然災害発生時に臨時休園を行うことができる旨の法令
・ 保育所 ・ 地域型保育事業 ・ 認定こども園（保育所型） ・ 認可外保育施	なし （厚生労働省発出「令和 2 年 7 月 1 7 日付事務連絡」により、市区町村において臨時休園等の基準の策定が求められている施設）
・ 幼稚園 ・ 認定こども園（幼保連携型） ・ 認定こども園（幼稚園型）	・ 学校教育法施行規則第 3 条（非常変災その他急迫の事情があるときは校長は臨時に授業を行わないことができる ・ 学校保健安全法第 20 条（学校の設置者は、感染症の予防防止上必要があるときは、臨時に、学校の全部又は一部の休業を行うことができる
放課後児童クラブ	なし

施行

＊令和 7 年 4 月から

人命尊重を基本に子どもの命を安全に守る
園児・保護者・従事者の安全確保に努める